

三重看護学誌投稿規定

三重看護学誌編集委員会

1. 名称
本誌は三重看護学誌（英文雑誌名：Mie Nursing Journal）とする。
2. 発行
原則として年1回発行する。
3. 投稿資格
投稿者は以下の資格を有する者とする。
 - 1) 医学部および附属病院教職員
 - 2) 共同研究者に上記1)の資格を有する者が含まれていること
 - 3) その他、編集委員が認めた者であること
4. 掲載論文に関する著作権
掲載論文に関する著作権は三重大学医学部に移譲されるものとする。掲載論文は電子化しコンピュータ・ネットワーク上に公開することがある。
5. 研究対象者の個人情報保護
投稿者は、論文中の個人情報に係わる事項について適切な処理をおこない、研究対象者の個人情報保護を徹底する。
6. 原稿の種類
投稿原稿の種類は、総説、原著、報告、資料とする。その基準は次の通りとする。
 - (1) 総説（依頼原稿とする）
ある主題に関連した研究の総括、文献についてまとめたもの
 - (2) 原著
調査・研究に関する論文で、独創的な内容あるいは新しい事実を含むもので、かつ研究論文として形式が整っているもの
 - (3) 報告
症例報告、研究費補助による業績報告など
 - (4) 資料
上記の分類に該当しないもので、記録にとどめる価値のあるもの
7. 執筆要領
原稿は、別に定める執筆要領に従うものとする。
8. 制限事項
原稿の枚数は原則として、和文、欧文とも図、表および写真を含めて、原著論文および報告、資料は20ページ以内、総説は10ページ以内とする。
9. 原稿の提出
原稿は、所定の投稿申込書（三重看護学誌編集委員会所有）と共に、写し1部およびフロッピーディスク（3.5インチ2mm）を添えて提出するものとする。
持ち込みの場合：三重看護学誌編集委員会
郵送の場合：原稿は、封筒の表に「三重看護学誌原稿」と朱書きし、下記に書留郵送する。
〒514-8507 三重県津市江戸橋2-174
三重大学医学部看護学科内
三重看護学誌編集委員会宛
10. 投稿締切日
原稿は10月15日正午までに提出する。
郵送の場合は原稿到着日を受付日とする。
11. 査読
投稿原稿は、原著のみすべて査読する。なお、査読者は三重看護学誌編集委員会が依頼する。
12. 採否
投稿原稿の採否および原稿の種類は、査読者の意見を基に、三重看護学誌編集委員会が決定する。
13. 編集
掲載順序その他編集に関することは、三重看護学誌編集委員会に一任する。
14. 校正
著者校正は三校までとし、返送期日までに校正すること。校正での新たな加筆訂正は認めない。
15. 別刷り
別刷りは、1編につき10部まで無料、それを超える場合は投稿者負担とする。
16. この規定は、平成17年9月21日より施行する。

三重看護学誌執筆要領

三重看護学誌編集委員会

1. 原稿は未発表のものとし、和文または欧文とする。
2. 提出原稿には表紙を付け、表題（和文及び欧文）、キーワード（5個以内和文及び欧文）、著者名及び所属を記載する。また、表紙には、本文枚数（文献を含む）、図、表及び写真等の枚数を明記する。

原稿は、1) 表紙、2) 内容要旨（英文抄録（400語以内）及びその和文をつける。なお「報告、資料」には要旨は不要）、3) 本文、4) 文献の順序とする。

3. 原稿は次の要領に従うものとする。

(1) 和文原稿は、原則としてワードプロセッサを用い、A4版1ページに1,200字（30字×40行横書き）になるよう作成する。原稿は、新かな使い、原則として常用漢字を使用し、句読点を正確につけること。

(2) 字体、下線、傍線等、印刷に当たって指定したい事項については、原稿内に朱書きする。

(3) 図、表、写真は、なるべく原寸大とするが、印刷時の大きさを特に指定する場合は、寸法を明記する。図、表、写真は、別紙に作成又は貼付し、原稿本文中の欄外余白部に挿入箇所を付記する。図、表、写真の番号は、1から整理し、それぞれ、図1、表1、写真1、のように記すること。図は、ワードプロセッサを用いて作成できない場合は、必ず白紙又は淡青色方眼紙に、黒インクを用いて書く。また、写真は、モノクロームに限定し、ネガ及びスライドは、受け付けない。

(4) 単位符号は、原則としてSI単位を用いる。

例：1) 長さ km m cm mm
面積 km² m² cm² mm²
体積 dl ml μl

2) 質量 kg g mg

3) 時間 d (日), h (時), min (分)

(5) 年号は西暦を使用するものとする。

(6) 一般的に認められている略語以外は、説明無しで使用しない。初出の語は、正式名を記述し、括弧内に以下で使用する略語を記入し、略語の意味が理解できるようにする。なお、表題にはできるだけ略語を避ける。

(7) 引用文献は、本文中に引用した順に、引用箇所の該当人名あるいは事項の右肩に、次のように番号を付ける。

Kaganら^{1) 2)}によれば、……………による行動が現れる^{3-10, 12)}。

(8) 引用文献は、番号順に一括して、本文の末尾に記載する。

引用する事項は、次のとおりとする。

1) 雑誌論文の場合：著者名、論文表題、雑誌名、巻数、初頁～終頁、発行年

2) 単行図書の場合：

i) 著者名、書名、版数、発行所、発行地、発行年

ii) 著者名、分担章標題名、編集名、書名、版数、引用章初頁～終頁、発行所、発行年

3) 学会発表抄録の場合：雑誌論文の場合と同様に記載し、末尾に（抄）又は（Abst.）を付す。

4) 原著を閲覧できなかった場合、その文献を記し、『～より引用.』と、引用した文献を明記する。

[注] 著者名は筆頭者のみとし、雑誌名は、当該雑誌が略誌名を定めている場合はそれに従い、定めのない場合は、邦文誌は医学中央雑誌、欧文誌はIndex Medicusの採用する略名を用い、いずれにも該当しないものは、正式雑誌名を記載する。通巻頁のないものは、巻数の次に括弧内に号数を示す。発行年は、括弧内に西暦で記入する。

[記載例]

川名典子：看護婦からみた患者の了解不能性の分析，看護研究，98：57-68（1990）

佐々木学：人体病害動物学，第1版，医学書院，東京。（1957）

4. 以上の要領にかかわらず、各専門分野の慣用に従うことができる。